

京都市市営住宅 特定目的優先入居 (DV被害者) 募集のご案内

＜令和7年10月募集＞

市営住宅は、住宅に困っておられる収入の少ない方に、低額の家賃で賃貸するための住宅です。

京都市では、DV被害者の居住の安定を図り、その自立を支援するため、市営住宅への優先入居制度を設けており、5月、7月、10月、1月の年4回公募しています。

一般募集と重複して優先入居に申込みすることができます。

入居には資格要件がありますので、ご一読のうえ、お申込みください。

募集期間 令和7年10月21日（火）～10月31日（金）＝必着

相談・申込み

- * まずはお電話でご相談ください。
- * ご相談のうえ、要件に該当する場合には、申込書と収入に関する必要書類をそろえてご提出いただきます。

○ご相談、お申込みは

京都市文化市民局共生社会推進室男女共同参画推進担当（DV対策担当）

電話：075-222-3091（平日8：45～17：30）

所在地：京都市役所 分庁舎地下1階

募集住宅

市営住宅の詳細については「京都市文化市民局共生社会推進室男女共同参画推進担当」においてご案内いたします。まずはお問合せください。

※ 家賃は、毎年度申告していただく世帯の収入と、住宅の規模や立地条件、築年数などによって決定されます。家賃のほかに共益費を毎月納めていただきます。

申込資格

入居申込みができる方は、申込締切日（令和7年10月31日）現在、次の1～8のすべての条件を備えていることが必要です。

また、入居までにこれらの条件が1つでも欠けたときは、入居できません。

「市営住宅入居者公募案内(令和7年9月)」の3ページ及び4ページも参照してください。

なお、DV被害者優先入居の申込者は、条件の一部(持家の制限)の緩和があります。

1 現在、配偶者からの暴力により住宅に困っている方で、次のいずれかに該当すること。

単身の方もDV相談支援センター等によるDV相談証明書があれば、ご応募いただけます。

- ア 配偶者暴力相談支援センターで現に一時保護されているDV被害者
(一時保護が終了した日から起算して5年を経過していない方を含みます。)
- イ DVを保護理由として女性自立支援施設(旧婦人保護施設)又は母子生活支援施設に入所しているDV被害者
(保護が終了した日から起算して5年を経過していない方を含みます。)
- ウ 配偶者に対し保護命令が発せられているDV被害者
(当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない方を含みます。)
- エ 女性相談支援センター(旧婦人相談所)等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」が発行されているDV被害者
- オ 配偶者暴力対応機関(配偶者暴力相談支援センター、市町村における配偶者暴力相談支援担当部署)、行政機関又は関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体(一時保護事業委託団体、地域DV協議会参加団体及び補助金等交付団体)において「公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害申出受理確認書」が発行されているDV被害者

2 京都市内に居住しているか又は勤務先があること。

居住地は、申込締切日（令和7年10月31日）現在、住民票により確認できること。

また、在勤要件は、個別に審査があります。

※ 住民票を異動しないで市外から転入したDV被害者については、住民票異動の際、区役所の市民窓口課で住民票等の閲覧制限申請をしてください。

※ 住民票が市外にある方は、市内に居住していることが確認できれば申込みできる場合がありますので、ご相談ください。

3 現に同居し又は同居しようとする親族があること（単身者向け住戸を除く）。

※ 他に扶養すべき者のある親族との同居など、特に同居する理由のない親族との申込みはできません。また、家族を不自然に分離した申込みはできません。

※ DVを理由に離婚が成立していない方であっても、離婚の意思があれば、申込みできる場合がありますので、ご相談ください。

4 申込者は、民法上の成人（令和7年11月30日までに満18歳以上の方）であること。

5 申込者及び現に同居し又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

6 過去に市営住宅を不正に使用したことがないこと（市営住宅条例に違反し、法的措置により明渡しを求められた方などを含む。）。

7 収入（所得）が定められた基準の範囲内であること。

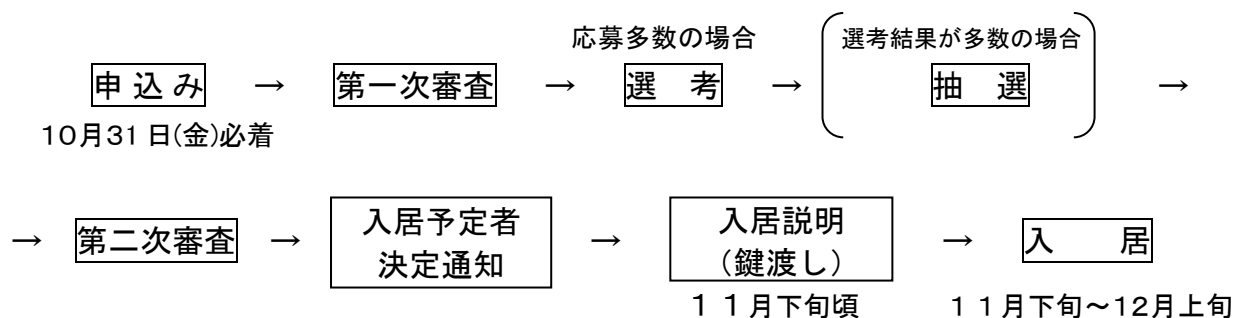
「市営住宅入居者公募案内（令和7年9月）」の14～21ページを参照してください。

※ DVを理由に離婚が成立していない方であっても、離婚の意思があれば独立した生計世帯として申込みできる場合がありますので、ご相談ください。

8 申込者又は同居する親族に施設等に入所中又は入院中の方がおられる場合、令和7年11月28日までに退所・退院し、同時に入居できること。

※ 申込書の備考欄に「令和7年11月28日までに退所（退院）予定」と記入してください。

入居までの流れ



申込時に必要な書類

① 「京都市市営住宅入居申込書」

② 以下のうちいずれか一つ

対 象 者	提 出 書 類
(1) 配偶者暴力相談支援センターで一時保護を受けているDV被害者（保護が終了した日から5年を経過していない方も含む）	配偶者暴力相談支援センターの在所証明書
(2) DVを保護理由として母子生活支援施設等に入所しているDV被害者（保護が終了した日から5年を経過していない方も含む）	女性自立支援施設（旧婦人保護施設）又は母子生活支援施設等の在所証明書
(3) 配偶者に対し保護命令が発せられているDV被害者（命令が効力を生じた日から5年を経過していない方も含む）	保護命令決定書の写し（原本持参のこと）
(4) 女性相談支援センター（旧婦人相談	配偶者からの暴力の被害者の保護に関する

所)等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」が発行されているDV被害者	証明書の原本又は写し
(5)「公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害申出受理確認書」が発行されているDV被害者	公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害申出受理確認書の原本又は写し

※ 応募時には必要ありませんが、当室の選考（又は抽選）後に申込書の記載内容を確認するため、住民票、課税証明書その他、各種書類を提出していただきます。
世帯の状況によって必要な書類が異なるため、詳しくは、別途、個別にお知らせします。

お問合せ・担当窓口

○申込み、DV被害の要件などに関すること

京都市文化市民局共生社会推進室男女共同参画推進担当（DV対策担当）

電 話 ： 075-222-3091（平日8：45～17：30）

○入居に関すること

京都市住宅供給公社（業務課 公募担当）

電 話 ： 075-223-2142（平日8：45～17：30）

京都市では、「京都市DV相談支援センター」において、配偶者等から暴力を受けた方の相談、自立生活に向けた支援等を関係機関等と連携しながら行っています。

京都市DV相談支援センター

<相談受付時間> 月～土 9：00～17：15

（日・祝日・年末年始を除く）

<相談電話番号> 075-874-4971

<緊急ホットライン（相談受付時間外の緊急時）> 075-874-7051